

大阪狭山市認知症高齢者等個人賠償責任及び傷害保険事業を開始します

認知症高齢者等個人賠償責任及び傷害保険事業とは・・・

大阪狭山市が契約者として賠償責任保険及び傷害保険に加入することで、認知症高齢者(被保険者)が日常生活で起きた偶然な事故等により損害賠償責任を負う場合などに保険金の支払いを受けることができます。

被保険者の自己負担はありません。

【補償内容】

■賠償責任保険・・・日常生活で他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合に保険金が支払われます。

○補償額：1回の事故について、最高1億円

■傷害保険・・・交通事故等によるけがで本人が死亡もしくは後遺障害が生じた場合に保険金が支払われます。

○補償額：死亡 50万円

後遺障害 後遺障害の程度に応じて2万円～50万円

■見舞金補償・・・日常生活に起因する偶然な事故で他人にけがをさせ、けがをされた方がその事故の直接の結果として死亡した場合に見舞金が支払われます。

(賠償責任の有無は問いません。)

○補償額：15万円

【対象者】

高齢者 SOS ネットワークに事前登録する人のうち、主治医意見書の認知症高齢者自立度がⅡa以上の人

【その他】

事故が発生した場合は、大阪狭山市高齢介護グループに連絡してください。

保険期間は市に届け出をした日を始期とし、市が保険事業者と契約する期間の終期までとします。その後は1年ごとに更新となります。

【お問い合わせ】

大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ

TEL：072-366-0011